

## 駐輪場バイク使用届

年 月 日

デュオ柏原管理組合法人の駐輪場使用細則の各条項を承知し、デュオ柏原の駐輪場を使用したいので、私の保有するバイクの明細を記し、駐輪場の利用を申し込みます。

申請者	部屋番号	号棟	号室
	氏名		
	連絡先		
駐車開始日			
車種			
排気量			
ナンバー			
希望駐車場所			

### 駐輪場使用細則

#### (禁止事項)

第6条 駐輪場使用者は、次の各号の行為をしてはならない。

- 一 駐輪場に自転車等の部品その他の物品を放置すること。
- 二 承認された自転車等以外の自転車等を駐輪すること。
- 三 駐輪目的以外に駐輪場を使用すること。
- 四 第三者に駐輪場を使用させること。(短時間の使用を除く。)
- 五 その他駐輪場において団地建物所有者の共同利益に反する行為を行うこと。

#### (駐輪場使用承認の取消等)

第8条 理事長は、駐輪場使用者が管理規約又はこの細則に違反した場合において、その是正、原状回復等の請求に応じないときは、理事会の決議を経て駐輪場使用承認を取り消すことができる。

2 駐輪場使用者が、団地建物所有者等でなくなったときは、その時点で駐輪場使用承認は失効する。

※車種の変更の際は、再度「駐輪場使用届」提出すること。

※駐輪場の使用を停止する際には、サービスカウンターに連絡すること。